

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 28 年 6 月 24 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 10 件

厚生年金保険関係 10 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500992号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600058号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を27万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額27万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500996号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600059号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を23万円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額23万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501038号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600060号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を29万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額29万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501039号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600061号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を21万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額21万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501040号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600062号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を29万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額29万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1501041号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600063号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を27万2,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額27万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600136号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600064号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額24万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600149号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600065号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を28万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額28万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600151号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600066号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を27万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額27万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600184号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600067号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を22万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和54年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月10日

私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年7月10日に同社から支払われた賞与に係る記録が確認できない。調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された平成15年夏季賞与勤怠支給控除一覧表により、請求者は、平成15年7月10日に同社から賞与の支給を受け、標準賞与額22万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求内容に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月10日の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。